

奨学生の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成29年度 奨学生申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学する高等学校等で交付を受けてください。

(高等学校等から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成29年4月中旬から5月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成29年度 奨学生申込みのしおり

公益財団法人 大阪府育英会

☎534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

★問い合わせ先

TEL 06-6357-6272 (ダイヤル) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

業務時間 平日 (9:00~17:30)

ホームページURL <http://www.fu-ikuei.or.jp>

(注) 平成29年度予約奨学生採用者で、「進学届」・「確認書」を平成29年4月上旬に学校へ提出した方は、平成29年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

2 申込資格

- (1) 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程)に在学する生徒であること。
- (2) 父母等の保護者が大阪府内に住所を有すること。
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成28年度の市町村民税所得割額(保護者合算)が次のとおりであること。

市町村民税所得割額	国公立	251,100円未満 (年収めやす※800万円未満)
	私立	347,100円未満 (年収めやす※1,000万円未満)

※年収のめやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。
実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります。

3 貸付額と貸付時期

■ 奨学資金貸付額(年額)

- (1) 市町村民税所得割額(保護者合算) 251,100円未満(年収めやす800万円未満)の方
○ 国公立・私立とも

「授業料実質負担額※ + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)

授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

※ 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

- (2) 市町村民税所得割額(保護者合算) 347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の方
○ 私立のみ

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額 (1万円単位) 24万円を上限とします。

授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額を上限とします。

また、1・2年生(平成29・28年度入学)の方で、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。(詳細は、別表を参照)

■ 貸付時期

第1回目	第2回目	第3回目
7月10日(月)	10月11日(水)	1月30日(火)

奨学金は、貸付年額に応じて年1回～3回に分けて、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
(貸付年額が20万円以下の場合には第1回目の7月10日(月)の貸付のみです。)

貸付期間は、在学する学校の最短修業期間の終期までです。

2年目からの第1回目振込は、5月30日となります。但し、金融機関が非営業日の場合は、翌営業日となります。

4 申込みの手続き

- (1) 提出書類
- ① 奨学生申込書
 - ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票、裏面見本参照(原則、全部事項証明))
保護者それぞれに市町村民税所得割額がある場合は、2名分の証明書を添付してください。
 - ③ 借用人(生徒本人)及び保護者の住民票(原本・発行から3ヶ月以内)
※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
必ず、別紙の「住民票提出における注意事項」を読んだ上で申込書に添付してください。注意事項に記載の内容が守られていない場合、受付できません。
 - ④ 生徒本人名義の通帳コピー(申込書参照)
 - ⑤ 奨学生確認書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付)

※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入・捺印してください。
借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。

- (2) 提出期限 学校が指定する期日。在学する高等学校等に確認してください。

【学校提出期限： 月 日()】

- (3) 提出先 在学する高等学校等

5 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要な事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

7 奨学金借用証書の提出

- (1) 卒業前に、**借用証書**(借用人(生徒本人)と連帯保証人がそれぞれ自署・捺印)を提出していただきます。
- (2) 借用証書を提出しない場合は、奨学金の貸付総額を一括で返還していただく場合があります。

8 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6か月を経ってから、定められた返還金額(下表参照)を借用人(生徒本人)の預貯金口座より振替で返還していただきます。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力があながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

9 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

10 注意事項

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円～251,100円未満の方
 [貸付限度額(年額)] = [年間授業料] - [国・就学支援金] - [府・支援補助金] + [10万円 その他教育費]

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円～347,100円未満の方
 [貸付限度額(年額)] = [年間授業料] - [国・就学支援金]
 ※ただし、授業料から国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

標準授業料:58万円の場合

【 私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯 】

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	200,000円	461,200円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	261,200円	118,800円	
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 私立高校等に3人以上通わせている世帯(※1) 】

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	貸付対象外(※2)	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	100,000円	200,000円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	361,200円	261,200円	
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、
 (※1)『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は右記参照)
 (※2) 市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	0円	0円	44,550円	104,700円	104,700円	225,000円
国・就学支援金	225,000円	225,000円	1,782円×25単位	4,188円×25単位	4,188円×25単位	9,000円×25単位
	9,000円×25単位	9,000円×25単位	180,450円			
			7,218円×25単位	120,300円		
				4,812円×25単位		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

私立高校等または大学等の学校の範囲

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校
 ※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▽ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▽ 公私立専修学校(高等課程)
- ▽ 国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▽ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)
- ▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
- ▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
 (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、大学等の学生とみなす

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円～251,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}] + [10\text{万円 其他教育費}]$$

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円～347,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}]$$

※ただし、授業料から国の就学支援金や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。

その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

授業料:40万円の場合

奨学資金貸付限度額	203,000円	263,000円	322,000円	382,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	103,000円	162,400円	221,800円	281,200円	281,200円	400,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年取めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	145,000円	205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		9,000円×25単位
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年取めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

平成28年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の3年生の方

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円～251,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}] - [\text{府・支援補助金}] + [10\text{万円 其他教育費}]$$

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円～347,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}]$$

※ただし、24万円を上限とします。また、授業料から国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。

その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

標準授業料:58万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円				200,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円				100,000円		
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	461,200円	361,200円	461,200円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円		118,800円		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	162,900円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	610万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円				205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円						
府・支援補助金	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円 9,000円×25単位
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		
市町村民税所得割額(保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	162,900円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	610万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

平成28年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の3年生の方

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円~251,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}] + [10\text{万円 その他教育費}]$$

◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円~347,100円未満の方

$$[\text{貸付限度額(年額)}] = [\text{年間授業料}] - [\text{国・就学支援金}]$$

※ただし、24万円を上限とします。授業料から国の就学支援金や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。

その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

授業料:40万円の場合

奨学資金貸付限度額	203,000円	263,000円	322,000円	382,000円	382,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	103,000円	162,400円	221,800円	281,200円	281,200円	281,200円	400,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円			
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	162,900円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	610万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	145,000円	205,000円	205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円 9,000円×25単位
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位			
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	162,900円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	610万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

申込み書類に添付する書類の見本

(添付する書類はコピーでも可。)

見本A

[大阪市の例] (①、②、③をすべて提出してください。)

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知. 納税者情報欄 (住所、氏名、生年月日、性別、年齢、家族構成). 課税区分 (市区町). 所得金額欄. 納付済額・控除額欄. 特別徴収税額欄. 納付済額・控除額の内訳欄. 納税通知書の受取・返付欄. QRコード.

ここに表示されている*又は人数が「扶養」の内容です。

平成28年度 市民税・府民税課税明細書(その1). 所得金額・納税額・控除額の内訳. 所得控除の内訳. 特別徴収税額の内訳. 特別徴収税額の内訳の内訳. 所得控除の内訳の内訳. 納税通知書の受取・返付欄. QRコード.

ここに表示されている金額が「市町村民税 所得割額」です。

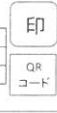
平成28年度 市民税・府民税課税明細書(その2). 市民税・府民税の内訳. 合計税額の明細. 配当割額・株式等譲渡所得割額(7)に関する明細. 寄附金税額控除額(5)の算出の基礎となる寄附金の額. 納付済額・控除額の内訳.

見本B

平成28年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得区分表 (給与所得, 山林所得, 雑所得, 雑所得以外の所得). 所得控除の内訳表 (扶養控除, 配偶者控除, 基礎控除, 国民年金等控除, 障害者等控除, 扶養親族等控除, 本人該当区分). 課税標準欄. 納税通知書の受取・返付欄. QRコード.

納税通知書の受取・返付欄. 平成28年度 納税額・控除額の内訳. 納付済額・控除額の内訳. 納税通知書の受取・返付欄. QRコード.



【 住民票提出における注意事項 】

1. 住民票の提出

「借用人（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

- ◎ 住民票は借用人（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。
保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
- ◎ 住民票は必ず**原本**で**発行から3ヶ月以内**のものを提出してください。（注1）
コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票 又は 世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1) 個人

借用人及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、借用人1通・父母2通の合計3通の提出が必要となります。

(2) 世帯全員

借用人と保護者が同一世帯の場合、世帯全員の住民票1通の提出となります。
世帯全員の住民票には、借用人と保護者以外の同居人（兄弟等）の内容も記載されていますので、ご注意ください。

【特にご注意くださいこと】

（注2）「複数枚綴り」の住民票は、必ず「**全ての書類**」を提出してください。
バラバラにしたもの、間の書類を抜いたものは、無効となりますので、ご注意ください。
世帯全員の住民票で、借用人と保護者以外（兄弟等）の分を抜かないでください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、原則「表示不要」です。（注3）

- 世帯主
- 続柄（ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は表記必要）
- 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）
- 本籍
- 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

保護者が外国籍の場合、「在留資格」の表示が必要です。（注4）

- ◆必要な在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

住 民 票		大阪市の見本	
大阪市〇〇区			
住 所	都島区網島町6番20号		
世帯主	奨学 太郎	(注3) 原則表示不要	
氏 名	奨学 太郎		
生年月日	昭和47年4月10日	個人番号	記載省略
性別	男	続柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	市民となった年月日	昭和47年4月10日
本籍	記載省略	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリザベス		
通称	奨学 花子		
生年月日	1974年1月1日	個人番号	記載省略
性別	女	続柄	妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	外国人住民となった年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	米国	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
第30条の45に規定する区分	中長期在留者	在留カード等の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
在留期間等	5年	在留資格	日本人の配偶者等
		在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	奨学 希望		
生年月日	平成13年8月27日	個人番号	記載省略
性別	女	続柄	子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	市民となった年月日	平成13年8月27日
本籍	記載省略	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	*** 以下余白 ***		
生年月日		個人番号	
性別		続柄	
住所を定めた年月日		市民となった年月日	
本籍		届出をした年月日	
筆頭者			
前住所			
備考			

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成29年 4月20日

大阪市〇〇区長

電子
公印

(注1)
原本（コピー不可）・発行から3か月以内

(注2)
これらの表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合、必ず漏れなく提出してください。

20170440-〇〇区-ABCD1111-0123

(1/1)